

定 款

社会福祉法人あけぼの会

社会福祉法人あけぼの会定款

第 1 章 総 則

【目 的】

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(イ) 障害者支援施設の設置経営

あけぼの苑

有明ホーム

大牟田ワークショップセンター

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 障害福祉サービス事業の設置経営

あけぼの苑（生活介護・短期入所）

有明ホーム（生活介護・短期入所）

大牟田ワークショップセンター（生活介護・短期入所）

生活支援センター こすもす（生活介護）

(ロ) 相談支援事業の設置経営

相談支援センター サンローレル（一般相談支援・特定相談支援）

(ハ) 共同生活援助事業の設置経営

共同生活援助 グリーンケアホテル（共同生活援助）

【名 称】

第 2 条 この法人は、社会福祉法人あけぼの会という。

【経営の原則】

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取り組みとして、日常生活または社会生活上の支援を必要とする者を対象に無料または低額な料金で福祉サービスの積極的な提供に努めるものとする。

【事務所の所在地】

第 4 条 この法人の事務所を福岡県大牟田市萩尾町一丁目 3 8 9 番地に置く。

第 2 章 評 議 員

【評議員の定数】

第 5 条 この法人に評議員 7 名以上 9 名以内を置く。

【評議員の選任及び解任】

第 6 条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事 1 名、事務局員 1 名、外部委員 1 名の合計 3 名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

【評議員の任期】

第 7 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員に代わり新たに選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第 5 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

【評議員の報酬等】

第 8 条 評議員に対して、各年度の総額が五十万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第 3 章 評 議 員 会

【構成】

第 9 条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

【権限】

第 10 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

- (4) 計算書類（貸借対照表、収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

【開催】

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

【招集】

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

【議長】

第13条 評議員会に議長をおく。

2 議長は、その都度、評議員の互選で選任する。

3 議長は、その議事の議決に加わることができないものとする。

【決議】

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。但し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者毎に第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

【議事録】

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成す

る。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び職員

【役員の数】

第16条 この法人には次の役員を置く。

(1) 理事 6名

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とすることができる。

【役員を選任等】

第17条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

【理事の職務及び権限】

第18条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

4 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

【監事の職務及び権限】

第19条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

【役員任期】

第20条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した理事又は監事に代わり新たに選任された理事又は監事の任期は、退任した理事又は監事の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

【役員 の 解任】

第 2 1 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

【役員 の 報酬等】

第 2 2 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

【職員】

第 2 3 条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する管理者他重要な職員（以下「管理者等」という。）は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。
- 3 管理者等以外の職員は、理事長が任免する。

第 5 章 理 事 会

【構成】

第 2 4 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

【権限】

第 2 5 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

【招集】

第 2 6 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 召集権者以外の理事は、召集権者に対して、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

【決議】

第 2 7 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

【議事録】

第28条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

【資産の区分】

第29条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産、公益事業用財産の三種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1)福岡県大牟田市萩尾町一丁目 393 番地 2 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建福祉寮 1 棟（延面積 1,270.7 m²）、木造セメント瓦葺 2 階建福祉寮・倉庫 1 棟（延面積 194.17 m²）
- (2)福岡県大牟田市萩尾町一丁目 389 番地所在の鉄骨造スレート葺 2 階建訓練所 1 棟（延面積 182.24 m²）
- (3)福岡県大牟田市萩尾町一丁目 392 番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建遊戯室・治療室 1 棟（延面積 164.99 m²）
- (4)福岡県大牟田市野添町 12 番地 2、12 番地 1 所在の鉄筋コンクリート・軽量鉄骨造陸屋根・スレート葺平家建福祉寮 1 棟（延面積 439.04 m²） 軽量鉄骨造スレート葺高床式平家建福祉寮 1 棟（延面積 25.52 m²） 木造スレート葺 2 階建福祉寮 1 棟（延面積 71.08 m²）
- (5)福岡県大牟田市萩尾町一丁目 389 番地所在の木造セメント瓦葺 2 階建訓練室 1 棟（延面積 255.04 m²）
- (6)福岡県大牟田市大字櫛野字西ノ山 2785 番地 3 所在の鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根 2 階建園舎 1 棟（延面積 1,256.38 m²）
- (7)福岡県大牟田市萩尾町一丁目 410 番地 2 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建寄宿舎 1 棟（延面積 477.16 m²）
- (8)福岡県大牟田市萩尾町一丁目 410 番地 2 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建治療教習所 1 棟（延面積 108.12 m²）
- (9)福岡県大牟田市萩尾町一丁目 393 番地 1 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建言語検査臨床室 1 棟（延面積 108.12 m²）
- (10)福岡県大牟田市大字櫛野字西ノ山 2771 番地 5 所在の鉄骨造スレート葺平家建作業所 1 棟（延面積 148.5 m²）
- (11)福岡県大牟田市大字櫛野字西ノ山 2771 番地 5 所在の鉄骨造スレート葺 2 階建訓練棟 1 棟（延面積 162.0 m²）
- (12)福岡県大牟田市萩尾町一丁目 389 番地所在の鉄骨造スレート葺 2 階建技能訓練舎 1 棟（延面積 119.24 m²）
- (13)福岡県大牟田市萩尾町一丁目 410 番地 2 所在の鉄骨コンクリート造スレート葺 2 階建福祉寮 1 棟（延面積 130.94 m²）
- (14)福岡県大牟田市大字櫛野字西ノ山 2785 番地 3 所在の鉄骨造スレート葺 2 階建倉庫 1 棟（延面積 194.4 m²）

- (15)福岡県大牟田市大字櫛野字西ノ山 2785 番地 3 所在の木造セメント瓦葺 2 階建宿舍 1 棟 (延面積 136.63 m²)
- (16)福岡県大牟田市大字櫛野字西ノ山 2771 番地 6 所在の鉄骨造スレート葺 2 階建授産所 1 棟 (延面積 420.90 m²) 軽量鉄骨造スレート葺 2 階建授産所 1 棟 (延面積 74.52 m²)福岡県大牟田市大字櫛野字西ノ山 2771 番地 5 所在の鉄骨造スレート葺平家建授産所 1 棟 (延面積 62.95 m²)
- (17)福岡県大牟田市大字櫛野字西ノ山 2785 番地 3 所在の木造スレート葺 2 階建倉庫 1 棟 (延面積 92.74 m²)
- (18)福岡県大牟田市萩尾町一丁目 389 番地所在の鉄骨造スレート葺 2 階建職能訓練室 1 棟 (延面積 120.54 m²)
- (19)福岡県大牟田市萩尾町一丁目 389 番地・413 番地所在の鉄骨造スレート葺 3 階建福祉寮 1 棟 (延面積 208.03 m²)
- (20)福岡県大牟田市大字櫛野字西ノ山 2780 番地所在の鉄骨造スレート葺 2 階建作業場 1 棟 (延面積 606.3 m²)
- (21)福岡県大牟田市大字櫛野字西ノ山 2824 番地、2825 番地 1、2830 番地、2831 番地、2828 番地 2、2801 番地 2 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建福祉センター 1 棟 (延面積 1,718.43 m²)
- (22)福岡県大牟田市大字櫛野字西ノ山 2815 番地 1 所在の鉄骨造スレート葺 2 階建作業所 1 棟 (延面積 211.14 m²)
- (23)福岡県大牟田市大字櫛野字西ノ山 2821 番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建授産所 1 棟 (延面積 315.84 m²)
- (24)福岡県大牟田市大字櫛野字西ノ山 2820 番地、2821 番地所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建集会所 1 棟 (延面積 733.78 m²)
- (25)福岡県大牟田市萩尾町一丁目 393 番地 1 所在の鉄筋コンクリート造スレート葺高床式平家建寄宿舍 1 棟 (延面積 46.91 m²)
- (26)福岡県大牟田市大字櫛野字西ノ山 2785 番地 3 所在の鉄骨造スレート葺高床式 2 階建寄宿舍 1 棟 (延面積 112.0 m²)
- (27)福岡県大牟田市大字櫛野字西ノ山 2785 番地 3 所在の鉄骨造スレート葺 2 階建休憩所・物置 1 棟 (延面積 179.39 m²)
- (28)福岡県大牟田市大字櫛野字西ノ山 2778 番地、2776 番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建寄宿舍 1 棟 (延面積 873.09 m²)
- (29)福岡県大牟田市大字櫛野字新井 2582 番地所在の木造セメントかわらぶき平家建居室 1 棟 (延面積 48.30 m²)
- (30)福岡県大牟田市西新町 15 番地 28 所在の木造セメントかわらぶき平家建事務所・居室 1 棟 (延面積 65.93 m²)木造スレートぶき 2 階建寄宿舍 1 棟 (延面積 79.48 m²)
- (31)福岡県大牟田市野添町 3 番地 15、3 番地 6、3 番地 7、3 番地 3 所在の木造スレートぶき 2 階建寄宿舍 1 棟 (延面積 262.9 m²)福岡県大牟田市野添町 3 番地 15 所在の木造スレートぶき 2 階建寄宿舍 1 棟 (延面積 262.9 m²)
- (32)福岡県大牟田市笹原町二丁目 26 番地 5 所在の鉄骨造スレート葺 2 階建事務所 1 棟 (延面積 199.26 m²)

- (33)福岡県大牟田市笹原町二丁目 26 番地 5、27 番地 2、26 番地 6、29 番地 2 所在の鉄骨造陸屋根 3 階建デイサービスセンター1 棟(延面積 367.75 m²)
- (34)福岡県大牟田市大字櫛野字西ノ山 2825 番地 2 所在の軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建作業所 1 棟(延面積 45.36 m²)
- (35)福岡県大牟田市萩尾町一丁目 393 番 2 所在の敷地 1 筆(1,225.55 m²)
- (36)福岡県大牟田市野添町 12 番 2 所在の敷地 1 筆(713.0 m²)
- (37)福岡県大牟田市大字櫛野字西ノ山 2771 番 5 所在の敷地 1 筆(823.0 m²)
- (38)福岡県大牟田市大字櫛野字西ノ山 2771 番 6 所在の敷地 1 筆(813.0 m²)
- (39)福岡県大牟田市大字櫛野字西ノ山 2771 番 7 所在の敷地 1 筆(19.0 m²)
- (40)福岡県大牟田市大字櫛野字西ノ山 2771 番 8 所在の敷地 1 筆(19.0 m²)
- (41)福岡県大牟田市大字櫛野字西ノ山 2776 番所在の敷地 1 筆(757.0 m²)
- (42)福岡県大牟田市大字櫛野字西ノ山 2778 番所在の敷地 1 筆(383.0 m²)
- (43)福岡県大牟田市大字櫛野字西ノ山 2779 番所在の敷地 1 筆(456.0 m²)
- (44)福岡県大牟田市大字櫛野字西ノ山 2780 番所在の敷地 1 筆(449.0 m²)
- (45)福岡県大牟田市大字櫛野字西ノ山 2781 番所在の敷地 1 筆(459.0 m²)
- (46)福岡県大牟田市大字櫛野字西ノ山 2782 番所在の敷地 1 筆(85.0 m²)
- (47)福岡県大牟田市大字櫛野字西ノ山 2785 番 3 所在の敷地 1 筆(743.0 m²)
- (48)福岡県大牟田市大字櫛野字西ノ山 2791 番所在の敷地 1 筆(39.0 m²)
- (49)福岡県大牟田市大字櫛野字西ノ山 2792 番所在の敷地 1 筆(62.0 m²)
- (50)福岡県大牟田市大字櫛野字西ノ山 2793 番所在の敷地 1 筆(234.0 m²)
- (51)福岡県大牟田市萩尾町一丁目 410 番 2 所在の敷地 1 筆(951.0 m²)
- (52)福岡県大牟田市大字櫛野字西ノ山 2777 番所在の敷地 1 筆(76.0 m²)
- (53)福岡県大牟田市大字櫛野字西ノ山 2801 番 2 所在の敷地 1 筆(155.0 m²)
- (54)福岡県大牟田市大字櫛野字西ノ山 2801 番所在の敷地 1 筆(915.0 m²)
- (55)福岡県大牟田市大字櫛野字西ノ山 2806 番所在の敷地 1 筆(208.0 m²)
- (56)福岡県大牟田市大字櫛野字西ノ山 2822 番所在の敷地 1 筆(618.0 m²)
- (57)福岡県大牟田市大字櫛野字西ノ山 2823 番 1 所在の敷地 1 筆(95.0 m²)
- (58)福岡県大牟田市大字櫛野字西ノ山 2823 番 2 所在の敷地 1 筆(128.0 m²)
- (59)福岡県大牟田市大字櫛野字西ノ山 2824 番所在の敷地 1 筆(502.0 m²)
- (60)福岡県大牟田市大字櫛野字西ノ山 2825 番 2 所在の敷地 1 筆(125.0 m²)
- (61)福岡県大牟田市大字櫛野字西ノ山 2828 番 2 所在の敷地 1 筆(59.0 m²)
- (62)福岡県大牟田市大字櫛野字西ノ山 2830 番所在の敷地 1 筆(337.0 m²)
- (63)福岡県大牟田市大字櫛野字西ノ山 2831 番所在の敷地 1 筆(621.0 m²)
- (64)福岡県大牟田市大字櫛野字西ノ山 2825 番 1 所在の敷地 1 筆(343.0 m²)
- (65)福岡県大牟田市大字櫛野字西ノ山 2800 番 1 所在の敷地 1 筆(849.0 m²)
- (66)福岡県大牟田市大字櫛野字西ノ山 2815 番 1 所在の敷地 1 筆(793.0 m²)
- (67)福岡県大牟田市大字櫛野字西ノ山 2772 番所在の敷地 1 筆(446.0 m²)
- (68)福岡県大牟田市大字櫛野字西ノ山 2775 番所在の敷地 1 筆(753.0 m²)
- (69)福岡県大牟田市大字櫛野字西ノ山 2799 番所在の敷地 1 筆(876.0 m²)
- (70)福岡県大牟田市大字櫛野字下西ノ山 2844 番所在の敷地 1 筆(413.0 m²)
- (71)福岡県大牟田市大字櫛野字下西ノ山 2845 番 1 所在の敷地 1 筆(542.0 m²)

- (72) 福岡県大牟田市大字櫟野字下西ノ山 2845 番 2 所在の敷地 1 筆 (26.0 m²)
- (73) 福岡県大牟田市大字櫟野字西ノ山 2797 番 所在の敷地 1 筆 (241.0 m²)
- (74) 福岡県大牟田市大字櫟野字西ノ山 2798 番 所在の敷地 1 筆 (287.0 m²)
- (75) 福岡県大牟田市大字櫟野字西ノ山 2773 番 1 所在の敷地 1 筆 (36.0 m²)
- (76) 福岡県大牟田市大字櫟野字西ノ山 2800 番 2 所在の敷地 1 筆 (42.0 m²)
- (77) 福岡県大牟田市大字櫟野字西ノ山 2818 番 所在の敷地 1 筆 (370.0 m²)
- (78) 福岡県大牟田市大字櫟野字西ノ山 2819 番 所在の敷地 1 筆 (241.0 m²)
- (79) 福岡県大牟田市大字櫟野字西ノ山 2821 番 所在の敷地 1 筆 (1,041.0 m²)
- (80) 福岡県大牟田市大字櫟野字西ノ山 2826 番 1 所在の敷地 1 筆 (247.0 m²)
- (81) 福岡県大牟田市大字櫟野字西ノ山 2817 番 所在の敷地 1 筆 (165.0 m²)
- (82) 福岡県大牟田市大字櫟野字西ノ山 2820 番 所在の敷地 1 筆 (664.0 m²)
- (83) 福岡県大牟田市大字櫟野字西ノ山 2802 番 所在の敷地 1 筆 (1508.0 m²)
- (84) 福岡県大牟田市大字久福木字星塚 1184 番 1 所在の敷地 1 筆 (1,434.0 m²)
- (85) 福岡県大牟田市大字久福木字星塚 1184 番 5 所在の敷地 1 筆 (221.0 m²)
- (86) 福岡県大牟田市大字久福木字星塚 1184 番 6 所在の敷地 1 筆 (228.0 m²)
- (87) 福岡県大牟田市大字久福木字星塚 1184 番 7 所在の敷地 1 筆 (208.0 m²)
- (88) 福岡県大牟田市大字久福木字星塚 1184 番 8 所在の敷地 1 筆 (8,565.0 m²)
- (89) 福岡県大牟田市大字久福木字星塚 1184 番 2 所在の敷地 1 筆 (8,730 m²)
- (90) 福岡県大牟田市大字久福木字星塚 1184 番 3 所在の敷地 1 筆 (284 m²)
- (91) 福岡県大牟田市大字久福木字星塚 1184 番 4 所在の敷地 1 筆 (8,687 m²)
- (92) 福岡県大牟田市萩尾町一丁目 410 番 3 所在の敷地 1 筆 (769 m²)
- (93) 福岡県大牟田市萩尾町一丁目 410 番 4 所在の敷地 1 筆 (59 m²)
- (94) 福岡県大牟田市大字勝立字左古 1164 番 1 所在の敷地 1 筆 (279.04 m²)
- (95) 福岡県大牟田市大字勝立字左古 1164 番 2 所在の敷地 1 筆 (181 m²)
- (96) 福岡県大牟田市大字勝立字左古 1165 番 1 所在の敷地 1 筆 (310 m²)
- (97) 福岡県大牟田市大字勝立字左古 1165 番 4 所在の敷地 1 筆 (231.47 m²)
- (98) 福岡県大牟田市大字勝立字左古 1134 番 所在の敷地 1 筆 (29 m²)
- (99) 福岡県大牟田市大字勝立字左古 1161 番 所在の敷地 1 筆 (72 m²)
- (100) 福岡県大牟田市大字櫟野字西ノ山 2773 番 2 所在の敷地 1 筆 (912 m²)
- (101) 福岡県大牟田市大字勝立字扇坂 282 番 5 所在の敷地 1 筆 (5,735 m²)
- (102) 福岡県大牟田市大字勝立字扇坂 377 番 1 所在の敷地 1 筆 (981 m²)
- (103) 福岡県大牟田市大字勝立字扇坂 380 番 2 所在の敷地 1 筆 (1,593.55 m²)
- (104) 福岡県大牟田市大字勝立字扇坂 376 番 1 所在の敷地 1 筆 (92 m²)
- (105) 福岡県大牟田市大字勝立字勝負坂 473 番 1 所在の敷地 1 筆 (198.84 m²)
- (106) 福岡県大牟田市大字櫟野字新井 2582 番 所在の敷地 1 筆 (340.49 m²)
- (107) 福岡県大牟田市大字櫟野字西ノ山 2784 番 6 所在の敷地 1 筆 (156 m²)
- (108) 福岡県大牟田市野添町 4 番 所在の敷地 1 筆 (111 m²)
- (109) 福岡県大牟田市野添町 7 番 所在の敷地 1 筆 (32 m²)
- (110) 福岡県大牟田市野添町 8 番 所在の敷地 1 筆 (19 m²)
- (111) 福岡県大牟田市野添町 10 番 2 所在の敷地 1 筆 (354.61 m²)
- (112) 福岡県大牟田市野添町 10 番 3 所在の敷地 1 筆 (29.65 m²)

- (113) 福岡県大牟田市野添町 11 番所在の敷地 1 筆 (39 m²)
- (114) 福岡県大牟田市野添町 12 番 1 所在の敷地 1 筆 (330 m²)
- (115) 福岡県大牟田市萩尾町一丁目 393 番 1 所在の敷地 1 筆 (3,597 m²)
- (116) 福岡県大牟田市萩尾町一丁目 397 番 1 所在の敷地 1 筆 (80.22 m²)
- (117) 福岡県大牟田市萩尾町一丁目 398 番 5 所在の敷地 1 筆 (29.48 m²)
- (118) 福岡県大牟田市萩尾町一丁目 408 番所在の敷地 1 筆 (1,487 m²)
- (119) 福岡県大牟田市野添町 9 番 4 所在の敷地 1 筆 (586.86 m²)
- (120) 福岡県大牟田市野添町 10 番 1 所在の敷地 1 筆 (653.58 m²)
- (121) 福岡県大牟田市野添町 13 番所在の敷地 1 筆 (545 m²)
- (122) 福岡県大牟田市野添町 13 番 2 所在の敷地 1 筆 (1,080 m²)
- (123) 福岡県大牟田市西新町 15 番 28 所在の敷地 1 筆 (145 m²)
- (124) 福岡県大牟田市萩尾町一丁目 388 番所在の敷地 1 筆 (862 m²)
- (125) 福岡県大牟田市野添町 3 番所在の敷地 1 筆 (168 m²)
- (126) 福岡県大牟田市野添町 3 番 2 所在の敷地 1 筆 (528 m²)
- (127) 福岡県大牟田市野添町 3 番 3 所在の敷地 1 筆 (49 m²)
- (128) 福岡県大牟田市野添町 3 番 4 所在の敷地 1 筆 (631 m²)
- (129) 福岡県大牟田市野添町 3 番 5 所在の敷地 1 筆 (323 m²)
- (130) 福岡県大牟田市野添町 3 番 6 所在の敷地 1 筆 (327 m²)
- (131) 福岡県大牟田市野添町 3 番 7 所在の敷地 1 筆 (76 m²)
- (132) 福岡県大牟田市野添町 3 番 15 所在の敷地 1 筆 (1,193 m²)
- (133) 福岡県大牟田市野添町 9 番 1 所在の敷地 1 筆 (535.19 m²)
- (134) 福岡県大牟田市瓦町 79 番 5 所在の敷地 1 筆 (418.54 m²)
- (135) 福岡県大牟田市野添町 3 番 9 所在の敷地 1 筆 (206.61 m²)
- (136) 福岡県大牟田市野添町 3 番 11 所在の敷地 1 筆 (211.51 m²)
- (137) 福岡県大牟田市野添町 2 番 7 所在の敷地 1 筆 (2.90 m²)
- (138) 福岡県大牟田市野添町 3 番 18 所在の敷地 1 筆 (309.43 m²)
- (139) 福岡県大牟田市野添町 3 番 19 所在の敷地 1 筆 (793.20 m²)
- (140) 福岡県大牟田市野添町 3 番 20 所在の敷地 1 筆 (169.31 m²)
- (141) 福岡県大牟田市野添町 3 番 8 所在の敷地 1 筆 (644.00 m²)
- (142) 福岡県大牟田市野添町 17 番所在の敷地 1 筆 (419 m²)
- (143) 福岡県大牟田市新勝立町二丁目 2 番 6 所在の敷地 1 筆 (748.36 m²)
- (144) 福岡県大牟田市笹原町二丁目 26 番 2 所在の敷地 1 筆 (859.38 m²)
- (145) 福岡県大牟田市笹原町二丁目 26 番 5 所在の敷地 1 筆 (447.47 m²)
- (146) 福岡県大牟田市笹原町二丁目 26 番 6 所在の敷地 1 筆 (22.87 m²)
- (147) 福岡県大牟田市笹原町二丁目 27 番 2 所在の敷地 1 筆 (119.73 m²)
- (148) 福岡県大牟田市笹原町二丁目 29 番 2 所在の敷地 1 筆 (73.75 m²)
- (149) 福岡県大牟田市大字櫛野字西ノ山 2796 番所在の敷地 1 筆 (79.00 m²)
- (150) 福岡県大牟田市萩尾町一丁目 413 番所在の敷地 1 筆 (257.00 m²)
- (151) 福岡県大牟田市萩尾町一丁目 443 番 4 所在の敷地 1 筆 (14.6 m²)
- (152) 福岡県大牟田市萩尾町一丁目 443 番 5 所在の敷地 1 筆 (116.59 m²)
- (153) 福岡県大牟田市萩尾町一丁目 443 番 6 所在の敷地 1 筆 (2.55 m²)

- 3 その他財産は基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第37条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

【基本財産の処分】

第30条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、大牟田市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、大牟田市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

【資産の管理】

第31条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

【事業計画及び収支予算】

第32条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

【事業報告及び決算】

第33条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を経てから、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

【会計年度】

第34条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

【会計処理の基準】

第35条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

【臨機の処置】

第36条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

【種別及び運営管理】

第37条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、地域の障害者や高齢者、住民との交流を図り、地域福祉の向上を目指すとともに、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 地域交流拠点事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第8章 解散

【解散】

第38条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

【残余財産の帰属】

第39条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を経て、社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者のうちから選出されたものに帰属する。

第 9 章 定款の変更

【定款の変更】

第 40 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、大牟田市長の認可（社会福祉法第四十五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を大牟田市長に届け出なければならない。

第 10 章 公告の方法その他

【公告の方法】

第 41 条 この法人の公告は、社会福祉法人あけぼの会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

【施行細則】

第 42 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

| | |
|-----|------|
| 理事長 | 中島正敏 |
| 理事 | 浦川 守 |
| 理事 | 湯村誠男 |
| 理事 | 近藤広蔵 |
| 理事 | 遠山徳翁 |
| 理事 | 三池賢夫 |
| 監事 | 溝上元治 |
| 監事 | 藤津闡蔵 |

附則

この定款は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この定款は、平成 30 年 4 月 18 日から施行する。

この定款は、平成 30 年 10 月 2 日から施行する。

この定款は、令和 元年 5 月 10 日から施行する。

この定款は、令和 2 年 3 月 18 日から施行する。

この定款は、令和 2 年 10 月 7 日から施行する。

この定款は、令和 3 年 5 月 24 日から施行する。

この定款は、令和 4 年 10 月 17 日から施行する。